

1. 初診料及び再診料

コンタクトレンズ装用を目的としている方は、下記の点数を算定します。

- 当院に初めて受診した方：当院を初めて受診された方：初診料291点
(上記に電子的診療情報連携体制整備加算1、初診時外来ベースアップ評価料(I)、物価対応料等が加算されます)
- 過去に当院でコンタクトレンズ検査料を算定したことがある方：外来診療料77点
(上記に電子的診療情報連携体制整備加算1、再診時等外来ベースアップ評価料(I)、物価対応料等が加算されます)

	毎月第3金曜日
担当医氏名	柿本 宙志
眼科診療経験年数	10年

2. コンタクトレンズ検査料1

コンタクトレンズの装用を目的に眼科学的検査を行った場合は、200点を算定いたします。

※厚生労働省が定める疾病の治療によっては、上記のコンタクトレンズ検査料ではなく、眼科学的検査料で算定する場合があります。

※上記につき、ご不明な点はスタッフにご相談ください。なお、完全予約制にて行っています。